

インボイス制度での交通費精算のポイント

来年10月より、消費税の仕入税額控除にはインボイスの保存が必要となる。しかし、税込3万円未満の公共交通機関の運賃や出張旅費などは、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる。インボイスが不要なケースと帳簿の記載方法を解説する。



中田 和重

公認会計士・税理士
中田公認会計士事務所所長

■図表 交通費、出張旅費、通勤手当におけるインボイス取扱い

交通費等の内容	支払の相手先	インボイスの要否	「帳簿のみ保存の特例」の帳簿の記載例（インボイスの必要がない場合）
A 取引先への移動等の交通費（従業員等が立替）	公共交通機関以外	インボイス必要	インボイスが必要なため、特例対象外
	公共交通機関※1	【税込3万円未満の公共交通機関】 インボイス不要	【帳簿の摘要への記載内容】 「交通費、○○鉄道株式会社、『公共交通機関特例』適用」と記載 (なお、精算書で月単位に精算する場合は、○月分交通費、「公共交通機関特例」適用と記載)
		【税込3万円以上の公共交通機関】 インボイス必要 入場券等回収特例※2 の場合は不要	【※2の場合、帳簿の摘要への記載内容】 「交通費、○○鉄道株式会社、相手先の住所または所在地、『入場券等回収特例』適用」と記載
B 出張旅費等（旅費、宿泊費、日当等）	従業員等	インボイス不要	【帳簿の摘要への記載内容】 「従業員○○に支給する出張費、新幹線代、『出張旅費等特例』適用」と記載 (なお、出張旅費精算書で清算する場合は、従業員○○に対する出張費、「出張旅費等特例」適用と記載)
C 通勤手当	従業員等	インボイス不要	【帳簿の摘要への記載内容】 「従業員○○に支給する○月分定期券代、『通勤手当の特例』適用」と記載

※1 公共交通機関とは電車、バス、船舶をいう。公共交通機関以外の航空券代、タクシー代等は金額にかかわらずインボイスが必要。3万円未満の公共交通機関による旅客の運送かどうかは、切符1枚や、月まとめ等の金額ではなく1回の取引（複数人分でも可）の税込金額が3万円未満かどうかで判定。

※2 入場券等回収特例とは、簡易インボイスの記載事項（取引年月日を除く）が記載されている乗車券等が改札口で回収される場合をいう（※1に該当するものを除く）。

[Q1] 営業の交通費に係るインボイスは？
従業員等が取引先を訪問する際に交通費の立て替え払いを行っている場合には、原則として会社宛のインボイスがなければ、会社が消費税の仕入税額控除（消費税の課税仕入れとすること）ができません。

インボイスの宛名が立替払いをした従業員等となっている場合には、従業員等宛のインボイスに加えて、従業員等が作成した「立替金（交通費）精算書」の保存が必要となります。

ただし、公共交通機関（電車、バス、船舶）

[Q2] 通勤手当に係るインボイスは？
会社が支給する通勤手当については、通勤手段や通勤距離等により所得税法の非課税の限度額が決められています。従業員等に支給する通勤手当のうち、通勤に通常必要と認められる部分の金額については、インボイスがなくても帳簿に「通勤手当の特例」適用と記載することで仕入税額控除が認められます（交通費の精算書は必要）。公共交通機関への1回の支払金額が税込3万円以上の場合には、原則としてインボイスが必要です。しかし、簡易インボイスの記載事項が記載された鉄道等の乗車券が改札口で回収され、インボイスが手元に残らない場合には、帳簿に「入場券等回収特例」および支払先の住所または所在地を記載して保存すれば仕入税額控除が認められます（図表C）。

[Q3] 出張旅費等に係るインボイスは？
「従業員○○に支給する出張費、新幹線代、『出張旅費等特例』適用」と記載（なお、出張旅費精算書で清算する場合は、従業員○○に対する出張費、「出張旅費等特例」適用と記載）は所在地を記載して保存すれば仕入税額控除が認められます（図表B）。

[Q4] 通勤手当の特例
最近は新型コロナの影響でリモートワークが推奨されており、新幹線通勤の場合には定期券代が所得税の非課税限度額の15万円を超えて支給される場合もあります。この場合でも通勤に通常必要と認められるものであれば、支給される定期券代の全額の仕入税額控除が認められます（図表B）。

また、出張旅費の規程として公表されている国家公務員等の旅費支給規程によれば、宿泊料は定額の支給でなされ、政令都市などの大都市の場合は、職階に応じて最低8700円となっています。また日当については、最低1700円から最高3800円となっています。

また、出張旅費の規程として公表されている国家公務員等の旅費支給規程によれば、宿泊料は定額の支給でなされ、政令都市などの大都市の場合は、職階に応じて最低8700円となっています。また日当については、最低1700円から

可能です（図表A）。

[Q5] 出張旅費等に係るインボイスは？
従業員等に対して支給する国内の出張旅費、宿泊費、日当等については、従業員等はインボイスの発行事業者でないため、従業員等はインボイスの交付を受けることはできません。しかし、出張手当等が「その旅行に通常必要であると認められる部分」の金額であれば、出張旅費が税込3万円以上でも帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。ただし帳簿には「出張旅費等特例」と記載する必要があります。

なお、「その旅行に通常必要であると認められる部分」については、「所得税基本通達」9-3（非課税とされる旅費の範囲）において、①会社の役員及び従業員のすべてを通じて適正なバランスが保たれている基準により計算されており、②同業種、同規模の他の会社が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうかを勘案することとされます。実務上は出張旅費規程に役職ごとに適正な金額を規定し、出張旅費の精算書に基づき出張旅費を支給すれば、仕入税額控除が認められます。

また宿泊費や出張旅費については、役職ごとに渡切で一律の金額を支給する場合の他、実費相当額を支給する場合でも適正な旅費規程に従つて支給すればインボイスは必要ありません（図表B）。